

食糧自給をめぐるうごき

2024. 10. 17 KTMプランニングR

食料・農業・農村基本法改正

1999年制定「食料・農業・農村基本法」
2024年5月改正・6月施行

基本法の理念

- ①国全体としての食料確保（食料の安定供給）
- ②農業の有する多面的機能の発揮
- ③農業の持続的な発展
- ④農村振興

改正理由

国内：担い手不足・気候変動・農地面積減

国外：食糧事情激変（社会情勢・気候変動）・輸入価格高騰

改正ポイント

- ①国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に
- ②「環境と調和のとれた食糧システム」を新たな基本理念に
- ③人口減少かにおける農業生産の方向性を明確化

供給から保障へ

少子高齢化
対策

環境負荷低減

食料輸出強化

スマート農業

適切価格への
消費者理解促進

国産野菜シェア奪還プロジェクト！

国内消費野菜のうち加工・業務野菜用 = **約6割**
そのうち輸入が占める割合 = **約3割**



2024年3月末 農水省

国産野菜シェア奪還プロジェクト協議会

- ①課題抽出 解決策検討
- ②生産から販売までの各プレイヤー連携・マッチング
- ③先進野菜の横展開
- ④国産野菜の需要喚起 等

2025年
原料国産化
促進へ
新法？

マッチングする小売側への情報提供、協力要請も重要となります